

ケアハウス ハーモニーヴィレッジ

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護)

運 営 管 理 規 程

社会福祉法人 網 走 愛 育 会

第1章 施設の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人網走愛育会の設置運営するケアハウスハーモニーヴィレッジ（以下、「施設」という。）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するため人員及び管理に関する事項を定め、職員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態等にある入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。

2 施設は、安定的かつ継続的な事業運営に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアハウス ハーモニーヴィレッジ
- (2) 所在地 網走市字潮見192番地

(入居定員及び居室数)

第4条 施設の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 入居定員 30名（介護予防特定施設入居者生活介護定員含む）
- (2) 居 室 数 30室

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種と員数)

第5条 施設に次の職員を置く。（特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を兼職）

- (1) 管理者（施設長） 1名（兼務）
- (2) 生活相談員 1名
- (3) 看護員 2名
- (4) 介護員 8名
- (5) 機能訓練指導員 1名（兼務）
- (6) 計画作成担当者 1名（兼務）

(職務内容)

第6条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、施設の職員の管理、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員は、入居者の生活相談、助言、支援等の業務に従事する。

- (3) 看護員は、入居者の日常的な健康管理を行うとともに、関係医療機関との連絡調整を行う。
- (4) 介護員は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたり入居者の心身の状況等を適確に把握し、入居者に対し、適切な介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を行う。

第3章 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容)

第7条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 療養上の世話
- (4) 健康チェック、健康に関する助言

(利用申込)

第8条 入居を希望する者は、利用申込書（様式第1号）に次の書類を添えて申し込みするものとする。

- (1) 住民票
- (2) 所得証明書（収入を明らかにするもの、税・社会保険料・医療費等）
- (3) 健康診断書（様式第2号）
- (4) 身元引受書（様式第3号）・・・（3年毎に更新する。）
- (5) 健康保険証及び後期高齢者医療被保険者証並びに介護保険被保険者証等の写し
- (6) その他施設長が必要と認める書類

2 施設長は、入居の申し込みがあったときは、申込者の従来你的生活状況、家庭状況及び心身の健康状態その他必要事項を調査し、入居の可否を利用者決定通知書（様式第4号）をもって通知するものとする。

(手続きの説明並びに契約の締結等)

第9条 施設はサービスの開始に際して、あらかじめ、入居予定者又はその家族に対し、運営管理規程の概要、職員の勤務の体制、利用料の額及び改定の方法その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結するものとする。

2 施設は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始にあたり、介護保険被保険者証により被保険者資格、認定状況、有効期間を確認するものとする。

3 施設は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始にあたり、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第10条 施設は、正当な理由なく入居者に対する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではないものとする。

2 施設は、入居者が特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該施設以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げないこととする。

3 施設は、入居申込者又は入居者（以下、「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じるものとする。

4 施設は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、入居者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第11条 施設は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している施設の名称を、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、入居者の被保険者証に記載することとする。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第12条 施設は、入居者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等入居者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

2 施設は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 施設は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、入居者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4 施設は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

5 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

6 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

7 施設は、自らその提供する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成)

第13条 施設の計画作成担当者は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことがで

きるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

- 2 施設の計画作成担当者は、入居者又はその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画を作成する。
- 3 施設の計画作成担当者は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成にあたっては、その原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得るものとする。
- 4 施設の計画作成担当者は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画を入居者に交付するものとする。
- 5 施設の計画作成担当者は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画成立後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の変更を行う。

(相談及び援助)

第14条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、入居者の社会生活に必要な支援を行う。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の利用料等)

第15条 施設は、法定代理受領サービスに該当する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、その入居者からの利用料の一部として、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該施設に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際にその入居者から支払いを受ける利用料(別紙1、「特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護利用料金表」のとおり)の額と、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 施設は、前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。
 - (1) 入居者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
 - (2) おむつ(尿取りパット・紙おむつ)代 実費相当額(仕入価格を費用の額とする。)
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(ケアハウスの利用料等)

第16条 施設は、前条に掲げるもののほか、介護保険対象外であるケアハウスの利用料(別紙2、「ケ

アハウス利用料金表」のとおり)の額の支払いを受けるものとする。ただし、サービスの提供に要する費用、生活費及び冬期間暖房料(10月から4月まで)については北海道知事の定める額とする。

- 2 入居者は、毎年5月末日までに利用料認定に要する前年における収入申告書とそれを確認するための必要な書類を添えて管理者に提出しなければならない。
- 3 入居者の利用料の認定については、利用契約締結前に前年における収入を調査して認定し、入居者に利用料認定調書をもって通知する。
- 4 入居者の毎年度利用料認定についても、前項によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第17条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

第4章 入居者が他の居室に移る場合の条件及び手続

(居室の変更)

第18条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、居室を変更することができる。

- (1) 二人部屋の入居者のいずれか一方の死亡等により1人となったとき。
- (2) 入居者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (3) 前各号のほか、居室の変更が必要と認められるとき。

(居室の変更の手続)

第19条 前条により居室を変更する必要があると認められた場合は、施設と入居者又はその家族と協議の上決定する。

(居室の変更に係る費用負担)

第20条 前条により居室を変更した入居者は、変更する前に使用していた居室を入居前の原状に回復しなければならない。

- 2 前項に規定する原状に回復する費用は、入居者の負担とする。

第5章 施設の利用にあたっての留意事項

(衛生保持)

第21条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために、施設に協力しなければならない。

(禁止行為)

第22条 入居者は、施設内で次の行為をしてはいけない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりす

ること。

- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- (5) 故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(入居者に関する市町村への通知)

第23条 施設は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を受けている入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第6章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第24条 施設職員は、現に特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ当該施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第25条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第8章 その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第26条 管理者は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(掲示)

第27条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営管理規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第28条 施設職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らして

はならない。

- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(地域との連携)

第29条 施設は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 施設は、その事業の運営にあたっては、提供した特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(苦情処理)

第30条 施設は、提供した特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。
- 3 施設は、提供した特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 施設は、提供した特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る入居者からの苦情に関して北海道国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、北海道国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 施設は、北海道国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を北海道国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第31条 施設は、入居者に対する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の家族、当該入居者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 施設は、入居者に対する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第32条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員

に周知徹底を図る。

- (2) 当該施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 当該施設において、職員に対し、虐待防止の研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(会計の区分)

第33条 施設は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第34条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備することとする。

- 2 施設は、入居者に対する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(教育研修)

第35条 施設は、職員の資質の向上を図るため内部研修及び外部研修の機会を設けるものとする。

(補則)

第36条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については管理者が理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年7月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年9月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。

上記のとおり利用を申し込みます。

令和 年 月 日

社会福祉法人 網走愛育会
ケアハウス ハーモニーヴィレッジ
施設長 様

住所
申込者氏名
電話 () — 印

利用できる方

- ☆ 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難であること。
- ☆ 年齢が原則として60才以上であること。ただし夫婦で利用するときは、いずれか一方が60才以上であること。

健康診断書						
住所氏名	生年月日 年 月 日生					
現病歴	1	2	3			
	4	5	6			
既往歴	1	2	3			
	4	5	6			
身長	胸部エックス線所見 (年 月 日撮影)					
体重						
胸囲						
視力						右
						左
聴力						右
						左
血圧	上					
	下					
検尿	糖 ()	蛋白 ()	ウレビリノーゲン ()			
血清反応	HBS 抗原 ()	HBS 抗体 ()	血液型	型 (RH)		
伝染疾患	結核	有 ・ 無	梅毒	有 ・ 無		
	皮膚疾患	有 ・ 無	トラコーマ	有 ・ 無		
	その他 ()			有 ・ 無		
施設入居に係わる意見	伝染性疾患の感染のおそれ	有 ・ 無	入居後の治療の必要	有 ・ 無		
上記のとおり診断いたします。						
令和 年 月 日						
医療機関 所在地 名 称 医師名						
印						

様式第3号

身元引受書

社会福祉法人 網走愛育会

ケアハウス ハーモニーヴィレッジ

施設長 様

利用者氏名

印

身元引受人との関係

上記の者については、死亡もしくは重大な事故が生じたときは、
その身元を引き受けます。

令和 年 月 日

身元引受人 住所
氏名
電話番号

印

令和 年 月 日

利用申込者 様

印

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護利用料金表

(単位：円)

			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基 本 料	1 割	サービス利用料金 1日 ①	2,050	3,350	5,640	6,310	7,010	7,660	8,350
		介護保険給付額 1日 ②	1,845	3,015	5,076	5,679	6,309	6,894	7,515
		自己負担額 1日 ③=①-②	205	335	564	631	701	766	835
		自己負担額 1月(30日)③×30	6,150	10,050	16,920	18,930	21,030	22,980	25,050
	2 割	サービス利用料金 1日 ①	2,050	3,350	5,640	6,310	7,010	7,660	8,350
		介護保険給付額 1日 ②	1,640	2,680	4,512	5,048	5,608	6,128	6,680
		自己負担額 1日 ③=①-②	410	670	1,128	1,262	1,402	1,532	1,670
		自己負担額 1月(30日)③×30	12,300	20,100	33,840	37,860	42,060	45,960	50,100
	3 割	サービス利用料金 1日 ①	2,050	3,350	5,640	6,310	7,010	7,660	8,350
		介護保険給付額 1日 ②	1,435	2,345	3,948	4,417	4,907	5,362	5,845
		自己負担額 1日 ③=①-②	615	1,005	1,692	1,893	2,103	2,298	2,505
		自己負担額 1月(30日)③×30	18,450	30,150	50,760	56,790	63,090	68,940	75,150

※基本料については、サービス提供体制強化加算（1割 22 円・2割 44 円・3割 66 円）が含まれている。

ケアハウス利用料金表（月額）

1. 利用料金内訳

（単位：円）

	料 金 額	備 考
サービスの提供に 要する費用	10,000～26,200	北海道知事が定める額
生 活 費	46,324	北海道知事が定める額
居住に要する費用	25,000	
冬期間暖房料	8,250	北海道知事が定める額 （10月から4月まで）
その他利用料	10,000	上下水道、冬期間外暖房料、施設維持費
電 気 料	5,000	

2. 来客食事代

朝 食	350円
昼 食	550円
夕 食	550円

ケアハウス階層区分別利用料金（月額）

階層区分	年間所得収入	利用料金		左記のうちサービスの 提供に要する費用
		5月～9月	10月～4月	
1 階層	1,500,000 円以下	96,324円	104,574円	10,000円
2 階層	1,500,001 円～ 1,600,000 円	99,324円	107,574円	13,000円
3 階層	1,600,001 円～ 1,700,000 円	102,324円	110,574円	16,000円
4 階層	1,700,001 円～ 1,800,000 円	105,324円	113,574円	19,000円
5 階層	1,800,001 円～ 1,900,000 円	108,324円	116,574円	22,000円
6 階層	1,900,001 円～ 2,000,000 円	111,324円	119,574円	25,000円
7 階層	2,000,001 円～ 2,100,000 円	112,524円	120,774円	26,200円
8 階層	2,100,001 円～ 2,200,000 円	112,524円	120,774円	26,200円
9 階層	2,200,001 円～ 2,300,000 円	112,524円	120,774円	26,200円
10 階層	2,300,001 円～ 2,400,000 円	112,524円	120,774円	26,200円
11 階層	2,400,001 円～ 2,500,000 円	112,524円	120,774円	26,200円
12 階層	2,500,001 円～ 2,600,000 円	112,524円	120,774円	26,200円
13 階層	2,600,001 円～ 2,700,000 円	112,524円	120,774円	26,200円
14 階層	2,700,001 円～ 2,800,000 円	112,524円	120,774円	26,200円
15 階層	2,800,001 円～ 2,900,000 円	112,524円	120,774円	26,200円
16 階層	2,900,001 円～ 3,000,000 円	112,524円	120,774円	26,200円
17 階層	3,000,001 円～ 3,100,000 円	112,524円	120,774円	26,200円
18 階層	3,100,001 円以上	112,524円	120,774円	26,200円